

第5章 融資特別会計と整理特別会計

第1節 融資特別会計と整理特別会計の概要

融資特別会計とは、国が政策的な要請から投融資事業を行う場合に、その投融資事業の経理を明確にするために設けられている特別会計で、次の3特別会計がこれに属するとして整理されている。

資金運用部特別会計は、大正14年度に設置された大蔵省預金部特別会計の後身で、資金運用部資金（郵便貯金、厚生年金、国民年金その他の政府の特別会計の積立金、余裕金等の預託金）を財政投融資計画等に基づき、国の特別会計、政府関係機関、公団、事業団、地方公共団体等に対して融資するなど、その運用に伴う歳入・歳出を経理するために設けられたものである。昭和26年度に従来の預金制度から預託制度に切り替わり、特別会計に改組された。昭和28年度には財政投融資計画の国会提出が開始され、資金運用部資金は財政投融資計画の資金融資の中では最大の規模となっていった。その後、郵便貯金及び公的年金の積立金残高が増大するにつれて、資金運用部特別会計の預託額も更に増大した。なお、前身の大蔵省預金部特別会計と同様に資金運用部特別会計は、資金運用部資金の損益面を経理し、資金運用部に対する預託金の預託や資金運用部資金の貸付け等は、歳入歳出外として取り扱っている。

次に、昭和28年度に設置された産業投資特別会計は、昭和24年度に創設された米国対日援助見返資金特別会計を前身として、¹⁾ 同会計等からの資産を資本として、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。この会計は、承継資産の運用から生ずる収入金、一般会計からの受入金等を財源として投資（出資金、貸付金）を行っている。

昭和62年度第1次補正予算により産業投資特別会計は出資のほか、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づき、従来の産業投資特別会計の事業を産業投資勘定とした上で、新たに社会資本整備勘定を設け、無利子貸付金等を実施することとなった。この社会資本整備勘定においては、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する額を一般会計から受け入れる一方で、道路・下水道等の社会基盤整備のための公共事業特別会計や地方公共団体等に対する貸付金等を歳出予算に計上している。

都市開発資金融通特別会計は、都市基盤整備のため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるものを先行的に買い取る地方公共団体に対して貸し付ける資金の経理を明確にするために設けられたもので、産業投資特別会計の社会基盤整備勘定と同様に、一般会計からの受入れ等の財源を歳入に、都市開発資金貸付金等を歳出に計上している。

整理特別会計は、一定の資金の売払いを整理してその経理状況を明確にするための特別会計であって、その会計自体としては事業や融資を行うものではなく、次の5特別会計がこれに属するとして整理されている。

国債整理基金特別会計は、一般会計又は特別会計から受け入れた資金等を国債整理基金として、これを国債の償還発行に関する国債、借入金等の償還、利子及び割引料の支払い並びに償還、発行等に関する事務取扱費に充て、もって国債の整理状況を明らかにしようとする会計である。

交付税及び譲与税配付金特別会計は、国税収入の地方への移転制度である。このようなシステムは特別会計の形をとる以前から創出され、その後改正されてきたが、こうした特別会計制度をとることにより制度的に安定した。本特別会計の構成は、歳入面では国税5税の一定割合を地方交付税交付金財源として一般会計から繰り入れるほか、地方道路税、自動車重量税等を地方譲与税配付金財源として歳入に計上し、地方公共団体に配付される。このほか、昭和35年度より交通違反反則金を財源として取り入れる交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を明確にするため、交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策

特別交付金勘定の2勘定を設けている。

電源開発促進対策特別会計は、電源開発促進税収入を財源として、電源開発促進対策を行うために設けられたもので、電源立地対策は電源立地勘定で、電源多様化対策は電源多様化勘定に区分して経理している。

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計は、石油税収入相当額のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てる額を一般会計から受け入れるほか、原油等関税収入を財源として、産炭地域を中心とした石炭対策の着実な推進を図るための施策を実施する石炭勘定と石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施する石油及び石油代替エネルギー勘定に分けて経理している。平成5年度より特別会計の名称が石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に変更され、石油及び石油代替エネルギー勘定が石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。

特定国有財産整備特別会計は昭和44年度に設置されたもので、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産、その他この会計に所属する資産の処分による収入金、一般会計からの受入等を財源として、特定国有財産整備計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用等を明らかにしようとする会計である。

〔注〕

- 1) 米国対日援助見返資金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)・企業財務・見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。

第2節 融資特別会計

1 資金運用部特別会計

この会計は、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「資金運用部特別会計法」

第1条（設置）

資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便貯金、郵便振替貯金等は、大正14年度より「預金部預金法」（大正14年法律第25号）に基づき、大蔵省預金部資金として預金部資金運用委員会に付議の上、運用され、その損益は、「大蔵省預金部特別会計法」（大正14年法律第13号）により経理された。

昭和20年以降、第二次世界大戦等で発生した貸付け等に係る多額の損失を処理した後、昭和26年に「資金運用部資金法」（昭和26年法律第100号）及び「資金運用部特別会計法」（昭和26年法律第101号）の制定により、新たに資金運用部資金が設置されるとともに、同資金の損益を経理する特別会計として資金運用部特別会計が設置された。

戦時期に預金部資金に統合運用されていた簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金は昭和28年度より分離され、独自運用されたが、郵便貯金、その他の政府の特別会計の積立金、特別会計の余裕金等は引き続き資金運用部にそのまま預託され、統合運用された。

昭和48年度から、資金運用部に集められた資金のうち運用期間が5年以上の預託金については、長期運用が国民経済の中で果たす資源配分機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、「資金運用部資金並びに

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭和48年法律第7号)に基づき、簡易生命保険積立金等とともに、運用対象ごとに国会の議決を経るものとされた。

昭和62年には、郵便貯金特別会計に金融自由化対策特別勘定が設置され、郵便貯金から資金運用部に預託された資金の一部を財政投融資計画に沿って同勘定が資金運用部から借り入れ、運用する仕組みが創設された。加えて、厚生年金特別会計年金勘定と国民年金特別会計国民年金勘定の一部資金を、年金福祉事業団を通じた運用を認めたことなどにより、これまで一元的に運用されてきた資金運用部資金の運用業務の見直しが行われた。また、同年には「資金運用部資金法の一部を改正する法律」(昭和62年法律第2号)により、資金運用部への預託金利の法定制限(下限6%)が撤廃されたため、預託金利は市場金利等を参酌して政令で定めるものとされ、金利の市場連動性が高まった。¹⁾

資金運用部特別会計の予算は、資金運用部資金の運用利殖金収入等をもって歳入とし、預託金利子等の諸支出金及び事務費等をもって歳出としている。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 資金運用収入 (運用利殖金収入)	13兆9,523億円	(1) 諸支出金 (預託金利子等)	13兆9,487億円
(2) その他 (他会計より受入等)	0 億円	(2) その他 (事務費、予備費)	36億円
計	13兆9,523億円	計	13兆9,523億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-1のとおりである。

なお、平成元年度末の総資産は230兆1262億円であり、うち有価証券70兆3313億円、貸付金159兆6965億円となっている。総負債等は230兆1262億円であり、そのうち預託金が226兆8096億円、更に預託金の大半を占める郵便貯金及郵便振替が131兆3365億円となっている。このほか、簡易生命保険及郵便年金特別会計4兆1315億円、厚生保険特別会計67兆7133億円、国民年金特別会計4兆5417億円等となっている。³⁾

平成元年以降、特に目新しい制度改正等を行われていないが、郵便貯金残高及び年金積立金の増加等に伴い資金運用部への預託額は増え続け、歳入歳出の

規模は拡大し続けている。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 資金運用収入 (運用利殖金収入)	16兆3,673億円	(1) 諸支出金 (預託金利子等)	14兆7,383億円
(2) その他 (雑収入等)	27億円	(2) その他 (事務費、予備費)	64億円
計	16兆3,700億円	計	14兆7,447億円

平成12年度末の総資産は439兆6626億円であり、うち有価証券85兆9558億円、貸付金345兆9849億円となっている。総負債等は439兆6626億円であり、そのうち預託金が427兆8506億円であり、預託金の大半を占める郵便貯金及郵便振替が247兆79億円、そのほか簡易生命保険特別会計4兆1329億円、厚生保険特別会計131兆5206億円、国民年金特別会計11兆720億円等となっている。⁵⁾

また、平成12年には財政投融资制度の改革が行われ、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第99号)が成立し、平成13年4月1日に施行された。平成13年から「資金運用部特別会計法」は「財政融資資金特別会計法」に改称され、これに伴い資金運用部資金特別会計は財政融資資金特別会計に改称された。平成13年度からは財政投融资計画の見直しにより、郵便貯金及び年金積立金の預託義務は廃止され、市場原理に則した財政投融资機関債券の発行によるか、特別会計による財政投融资債券を発行することにより資金調達を行い、政策コスト分析を実施して、特殊法人等のディスクロージャーを促進することとされた。加えて、従来の資金運用部預託に代わり、特別会計の発行する国債を財源とした歳入歳出外資金の繰入れと、その歳入歳出外資金を財政投融资計画に沿って運用するという新たな制度に移行した。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの資金運用部特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、同第8巻「財政投融资」(平成12年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、同第5巻「国債・財政投融资」(平成16

年、東洋経済新報社)を参照。年金福祉事業団は「年金福祉事業団法」(昭和36年法律第180号)により昭和36年11月25日に設置され、平成13年4月1日に年金資金運用基金の設立により解散した。

- 2) 『平成元年度特別会計予算書』143-145ページ、『国の予算』平成元年度 941-942ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計決算書』70ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』147-149ページ、『国の予算』平成12年度 768ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算書』108ページ。

表 1-5-1 資金運用部特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	資金運用収入	13,952,285	14,449,960	16,094,794	17,431,768	18,153,532	18,513,887
	一般会計より受入	2	2	2	2	2	2
	雑収入	0	9,271	0	0	0	0
	合計	13,952,287	14,459,234	16,094,796	17,431,770	18,153,534	18,513,889
歳出	事務費	3,490	4,083	4,254	4,416	5,067	5,443
	諸支出金	13,948,697	14,455,050	16,090,398	17,427,254	18,148,368	18,508,347
	預託金利子	13,648,670	14,155,023	15,790,370	17,127,225	17,848,339	18,208,317
	その他	300,027	300,028	300,028	300,029	300,029	300,029
	予備費	100	100	100	100	100	100
	給与改善予備費	—	—	44	—	—	—
	合計	13,952,287	14,459,234	16,094,796	17,431,770	18,153,534	18,513,889
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	資金運用収入	19,265,732	19,386,187	19,537,702	18,883,991	17,619,613	16,367,250
	一般会計より受入	2	2	2	2	—	—
	雑収入	0	30	0	0	1,350	2,718
	合計	19,265,734	19,386,219	19,537,704	18,883,993	17,620,963	16,369,968
歳出	事務費	5,448	5,333	5,566	6,185	6,170	6,327
	諸支出金	19,260,186	19,380,786	19,532,038	18,877,728	16,578,441	14,738,267
	預託金利子	18,910,157	19,030,756	18,882,008	18,127,693	15,628,407	13,888,233
	その他	350,029	350,030	650,030	750,035	950,034	850,034
	予備費	100	100	100	80	80	80
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	19,265,734	19,386,219	19,537,704	18,883,993	16,584,691	14,744,673

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 産業投資特別会計

(1) 概要

この会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うことにより、国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「産業投資特別会計法」

第1条（設置）

第1項 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資（出資及び貸付けをいう。以下同じ。）を行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」（昭和33年法律第178号）第1条第1項及び「外貨公債の発行に関する法律」（昭和38年法律第63号）第1条第1項の公債（以下「外貨債」という。）の発行による収入金、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第3条の2に規定する資金（以下「資金」という。）からの受入金、一般会計からの歳入への繰入金等を財源として、投資を行うものとする。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

産業投資特別会計は「米国対日援助見返資金特別会計法」（昭和24年法律第40号）により設置された米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産及び一般会計からの承継資産（日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金）をもって、「産業投資特別会計法」（昭和28年法律第122号）に基づき、同年8月1日に設置された。¹⁾

産業投資特別会計は、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産（出資・融資）の運用等では財源に不足が生じるため、昭和28年度に特別減税国債を発行して財源を確保し、昭和29年度には前年度に廃止された緊要物資輸入基金特別会計の整理残余金を受け入れ、昭和31年度から37年度には特定物資納付

金処理特別会計の得た納付金を、更に同特別会計廃止の際の残余現金をそれぞれ受け入れた。²⁾ 昭和33年度には電源開発会社の貸付金に充当するための資金需要があり、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外債債の発行に関する法律」(昭和33年法律第178号)が公布され、特別会計の負担で外債を発行することが可能となった。

その後、昭和62年度補正予算において、緊急経済対策の実施等のため、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号)に基づき、新たに社会資本整備勘定を設置し、従来の出資業務を産業投資勘定で取り扱うこととした。この社会資本整備勘定は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の一部に相当する財源を一般会計から受け入れ、それを歳入とし、公共事業資金貸付金や民間能力活用施設整備事業資金貸付金等を歳出とするもので、その経理を明確にするために設けられた。³⁾

以下、歳入歳出予算について、それぞれの勘定ごとに概要を述べる。

(2) 産業投資勘定

この勘定は、技術開発、中小企業対策、地域開発等の推進を図ることとして、基盤技術研究促進センター出資金、中小企業信用保険公庫出資金を始めとした出資、基盤技術研究促進センター貸付金等を柱とした歳出予算を計上している。

これらの事業を行うための財源は、日本開発銀行及び日本輸出入銀行からの納付金、日本電信電話株式会社等からの配当金等である。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	443億円	(1) 産業投資支出	852億円
(2) 運用収入	405億円	(出資金、貸付金)	
(配当金収入、納付金等)		(2) その他	13億円
(3) その他	17億円	(予備費等)	
(資産処分収入等)			
計	865億円	計	865億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-2のとおりである。

平成4年度補正予算では、総合経済対策の一環として、同勘定において一般

会計から151億円を受け入れ、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・両銀行への出資を行った。⁵⁾

平成5年度第2次補正予算では、緊急経済対策の一環として、同勘定において一般会計から120億円を受け入れ、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・両銀行への出資を行った。⁶⁾

なお、このほか平成5年度では第1次補正予算、第3次補正予算においても総合的な経済対策の一環等として一般会計から所要の資金を受け入れ、日本開発銀行等へ出資を行っている。

また、平成10年度当初予算では、一般会計の財源が逼迫する中、産業投資勘定から一般会計へ繰入114億円を計上した。⁷⁾しかし、同年度の補正予算において、総合経済対策の一環として、同勘定において一般会計から153億円余を受け入れ、日本開発銀行及び地域振興整備公団の行う事業に必要な資金に充てるため、同銀行・同公団への出資を行った。なお、当初予算において計上していた一般会計への繰入れを全額修正減少した。⁸⁾

更に、平成10年度第3次補正予算において、緊急経済対策の一環として、同勘定において、一般会計から3671億円を受け入れ、北海道東北開発公庫、日本開発銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・同銀行への出資を行った。⁹⁾

なお、平成11年10月1日には北海道東北開発公庫及び日本開発銀行が解散したが、「日本政策投資銀行法」(平成11年法律第73号)に基づき、日本政策投資銀行が業務を承継した。同法の規定により、北海道東北開発公庫と日本開発銀行に対する出資金のうち、出資に至っていない金額がある場合には、その金額を日本政策投資銀行に対する出資金に加えるものとした。¹⁰⁾

平成11年度第2次補正予算においては、経済新生対策の一環として行われる中小企業等金融対策の推進を図るため、同勘定において一般会計から1102億円を受け入れ、日本政策投資銀行及び産業基盤整備基金の行う事業に要する資金に充てるため、同銀行等への出資を行った。¹¹⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	698億円	(1) 産業投資支出	1,100億円
(2) その他	409億円	(出資金、貸付金)	
(運用収入、雑収入)		(2) その他	7億円
		(予備費等)	
計	1,107億円	計	1,107億円

(3) 社会資本整備勘定

平成元年度においては、道路整備事業資金貸付金、都市計画事業資金貸付金等の特定の公共事業資金貸付金、民間能力活用施設整備事業資金貸付金の事業を実施することとし、歳出予算を計上している。これらの事業を行うための財源は、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する財源を一般会計から受け入れているものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入	1兆3,000億円	(1) 道路整備事業資金貸付金	3,270億円
(一般会計より受入)		(2) 都市計画事業資金貸付金	1,911億円
(2) その他	2億円	(3) 治水事業資金貸付金	1,547億円
(雑収入)		(4) 土地改良事業資金貸付金	1,416億円
		(5) 住宅建設等事業資金貸付金	757億円
		(6) その他	4,101億円
		(治山事業資金貸付金等)	
計	1兆3,002億円	計	1兆3,002億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-2のとおりである。

平成元年度末の総資産は2兆9583億円、うち主な構成項目は、他会計への繰入金1兆4676億円、貸付金1兆3061億円であった。総負債等は、一般会計より受入2兆9583億円等であった。¹⁴⁾

平成2年度より社会資本整備勘定は、社会基盤整備の貸付けの償還財源として、道路整備特別会計と都市開発資金融通特別会計からの受入れを開始し、この償還財源を一般会計に繰り入れている。

平成5年度当初予算では、一般会計へ繰入961億円を計上していたが、同年度の第2次補正予算において面的開発公共事業資金貸付金の全部又は一部につ

いて償還期限を繰り上げて償還させることに伴い、2兆4838億円を一般会計に繰り入れた。¹⁵⁾

平成6年度当初予算では、一般会計へ繰入2兆2914億円を計上していたが、その太宗は面的開発公共事業資金貸付金の繰上償還金2兆2641億円であった。¹⁶⁾

平成7年度には国債整理基金特別会計の償還財源の確保のため、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成7年法律第60号)により、社会資本整備勘定の貸付金を繰上げ償還させることができるものとした。これにより、国債整理基金特別会計への繰戻しを増加させることが可能となった。他方、既に実施されている社会資本整備事業に支障が生じないように、社会資本整備勘定が繰上償還された貸付金と同等の貸付措置を行うこととし、一般会計から相当額を繰り入れるものとした。貸付金の回収、すなわち償還金収入は、平成6年度当初予算の1兆1434億円から平成7年度には4471億円に減少する一方、一般会計より受入が1725億円から1兆2812億円に急増した。これを財源に道路整備事業資金、都市計画事業資金、民間能力活用施設整備事業資金等の各種貸付金の事業を実施することで、社会資本整備勘定による公共事業の下支えを行った。また、国債整理基金特別会計への繰戻しの財源とした一般会計へ繰入が平成6年度の2兆2914億円から平成7年度には1兆1489億円に減少した。¹⁷⁾

平成12年度には、道路整備事業資金貸付金等の収益回収型の公共事業資金貸付金、民間能力活用施設整備事業資金貸付金の事業を実施することとし、歳出予算を計上している。これらの事業を行うための財源は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金特別会計から受け入れた一般会計からの受入金等である。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁸⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 他会計より受入	2,063億円	(1) 一般会計へ繰入	1,080億円
(一般会計より受入、道路整備特別会計より受入等)		(2) 道路整備事業資金貸付金	905億円
(2) 償還金収入	507億円	(3) 民間能力活用施設整備事業資金貸付金	651億円
(3) その他	106億円	(4) その他	40億円
(前年度剰余金受入等)		(住宅建設等事業資金貸付金等)	
計	2,677億円	計	2,677億円

平成12年度末の社会資本整備勘定の総資産は1兆6409億円で、このうち、他会計への繰入金金が1兆351億円、貸付金が5383億円であった。総負債等は、一般会計より受入が1兆6407億円等であった。¹⁹⁾

〔注〕

- 1) 米国対日援助見返資金特別会計の設置と産業投資特別会計への改組については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)・企業財務・見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 昭和27年度以降の産業投資特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財政投融资計画と産業投資特別会計については、同第8巻「財政投融资」(平成12年、東洋経済新報社)を参照。緊要物資輸入基金特別会計、特定物資納付金処理特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)を参照。
- 3) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)参照。昭和49年度から63年度までの財政投融资計画中の産業投資特別会計については、同第5巻「国債・財政投融资」(平成16年、東洋経済新報社)を参照。『昭和62年度特別会計補正予算書』61-80ページ、『国の予算』昭和62年度 1096ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』165-168ページ、『国の予算』平成元年度 942-943ページ。
- 5) 『国の予算』平成5年度 1056-1057ページ。
- 6) 『国の予算』平成6年度 1103-1104ページ。
- 7) 『国の予算』平成10年度 913ページ。
- 8) 『国の予算』平成10年度 1094ページ。
- 9) 『国の予算』平成11年度 1041ページ。
- 10) 日本政策投資銀行の設立については、本書の第2部「政府関係機関」を参照。
- 11) 『国の予算』平成12年度 912ページ。

240 第5章 融資特別会計と整理特別会計

- 12) 『平成12年度特別会計予算書』171-174ページ、『国の予算』平成12年度 769ページ。
 13) 『平成元年度特別会計予算書』169-184ページ、『国の予算』平成元年度 943-944ページ。
 14) 『平成元年度特別会計決算参照書』115ページ。
 15) 『国の予算』平成6年度 1104ページ。
 16) 『国の予算』平成6年度 934ページ。
 17) 『国の予算』平成7年度 922ページ。
 18) 『平成12年度特別会計予算書』175-180ページ、『国の予算』平成12年度 769-770ページ。
 19) 『平成12年度特別会計決算参照書』145ページ。

表 1-5-2 産業投資特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
産業投資勘定							
歳入	運用収入	40,511	41,881	41,028	40,115	39,187	37,102
	運用金回収	846	658	1,201	1,190	2,227	3,142
	利子収入	112	67	159	617	1,050	1,379
	納付金	15,553	14,346	12,896	11,536	9,139	5,809
	配当金収入	24,000	26,810	26,772	26,772	26,772	26,772
	前年度剰余金受入	44,272	21,618	25,741	19,267	19,800	19,889
	雑収入	0	0	215	11	2	2
	資産処分収入	1,683	1,869	—	—	—	—
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
合計	86,466	65,368	66,984	59,393	58,989	56,993	
歳出	産業投資支出	85,200	64,100	65,700	58,100	57,700	55,700
	貸付金	8,200	6,100	4,900	5,200	5,900	6,500
	出資金	77,000	58,000	60,800	52,900	51,800	49,200
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	事務費	59	62	77	86	83	87
	国債整理基金特別会計へ繰入	7	7	7	6	6	6
	予備費	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	給与改善予備費	—	—	1	—	—	—
合計	86,466	65,368	66,984	59,393	58,989	56,993	

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
社会資本整備勘定							
歳入	他会計より受入		1,300,878	1,302,135	223,025	234,315	1,320,151
	一般会計より受入	1,300,000	1,300,000	1,300,000	216,647	186,622	172,541
	国有林野事業特別会計より受入	—	—	—	—	2,310	64,186
	港湾整備特別会計より受入	—	—	—	—	3,275	90,898
	空港整備特別会計より受入	—	—	—	—	48	17,452
	道路整備特別会計より受入	—	371	713	3,617	29,894	618,727
	治水特別会計より受入	—	—	—	334	10,299	353,455
	都市開発資金融通特別会計より受入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	償還金収入	—	140	2,469	7,026	48,325	1,143,392
	前年度剰余金受入	—	593	—	29	42	400
	雑収入	247	254	261	246	246	252
	合計	1,300,247	1,301,865	1,304,865	230,326	282,928	2,464,195
	歳出	治水事業資金貸付金	154,700	151,608	142,528	10,644	5,165
急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金		6,577	6,332	5,982	50	17	—
治山事業資金貸付金		28,709	28,444	29,072	2,016	617	—
海岸事業資金貸付金		12,202	11,703	11,396	826	347	53
道路整備事業資金貸付金		326,995	327,241	333,252	106,718	95,656	90,535
港湾事業資金貸付金		39,939	39,557	36,014	8,027	5,781	5,138
漁港施設整備事業資金貸付金		20,910	21,049	22,088	2,859	1,488	—
漁港漁村整備事業資金貸付金		—	—	—	—	—	1,355
空港整備事業資金貸付金		10,746	10,701	9,648	933	0	—
住宅建設等事業資金貸付金		75,667	78,377	78,377	2,159	1,771	1,539
都市計画事業資金貸付金		191,135	196,395	194,107	5,353	3,583	3,066
環境衛生施設整備事業資金貸付金		29,489	29,760	31,142	7	1	—
農業生産基盤整備事業資金貸付金	—	—	35,885	2,342	585	9	

歳出	農村整備事業資金貸付金	—	—	99,863	3,246	1,017	15
	農地等保全事業資金貸付金	—	—	11,128	555	217	9
	土地改良事業資金貸付金	141,617	139,789	—	—	—	—
	農用地開発事業資金貸付金	3,027	2,294	—	—	—	—
	造林事業資金貸付金	6,623	6,617	6,790	5	0	—
	林道事業資金貸付金	12,732	12,472	12,350	718	315	112
	森林開発公団事業資金貸付金	2,259	2,261	2,319	—	—	—
	工業用水道事業資金貸付金	2,302	2,151	2,353	—	—	—
	沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	3,362	3,649	4,268	—	—	—
	新幹線鉄道整備事業資金貸付金	5,000	7,100	12,807	—	—	—
	北海道治水事業資金貸付金	20,185	20,096	20,096	—	—	—
	北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	199	195	195	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	2,333	2,335	2,335	—	—	—
	北海道海岸事業資金貸付金	815	803	803	—	—	—
	北海道道路整備事業資金貸付金	45,836	44,919	44,919	—	—	—
	北海道港湾事業資金貸付金	2,686	2,021	2,021	—	—	—
	北海道漁港施設整備事業資金貸付金	2,745	2,747	2,747	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	523	110	110	—	—	—
	北海道住宅建設事業資金貸付金	1,581	1,635	1,635	—	—	—
	北海道都市計画事業資金貸付金	7,428	7,618	7,625	—	—	—
北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金	—	—	1,320	—	—	—	
北海道農村整備事業資金貸付金	—	—	4,435	—	—	—	
北海道土地改良事業資金貸付金	7,280	6,179	—	—	—	—	

歳出	北海道農用地開発事業資金貸付金	72	36	—	—	—	—
	北海道造林事業資金貸付金	591	594	594	—	—	—
	北海道林道事業資金貸付金	443	711	711	—	—	—
	北海道沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	570	395	—	—	—	—
	離島振興事業資金貸付金	18,999	19,234	17,299	—	—	—
	水資源開発事業資金貸付金	13,966	13,915	14,393	189	62	119
	沖縄開発事業資金貸付金	28,675	27,899	26,284	—	—	—
	公共施設整備事業等資金調整貸付金	1,082	1,058	1,109	—	—	—
	森林環境整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	一般会計へ繰入	—	1,611	4,604	13,433	96,060	2,291,402
	事務費	246	254	260	245	245	251
	海外事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
予備費	1	1	1	1	1	1	
給与改善予備費	—	—	0	—	—	—	
合計	1,300,247	1,301,865	1,304,865	230,326	282,928	2,464,195	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
産業投資勘定							
歳入	運用収入	37,410	39,228	39,649	40,257	61,785	40,870
	運用金回収	3,879	4,441	4,875	5,390	5,859	6,320
	利子収入	1,653	1,800	1,799	1,773	1,683	1,560
	納付金	5,106	4,998	4,187	4,306	4,239	4,203
	配当金収入	26,772	27,988	28,788	28,788	50,004	28,788
	前年度剰余金受入	29,481	27,064	26,047	35,344	42,519	69,837
	雑収入	2	1	1	1	1	1
	資産処分収入	—	—	—	—	—	—
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
合計	66,893	66,292	65,698	75,601	104,305	110,708	
歳出	産業投資支出	65,600	65,000	64,400	63,500	103,600	110,000
	貸付金	6,800	7,400	7,400	7,400	7,700	7,200
	出資金	58,800	57,600	57,000	56,100	95,900	102,800
	一般会計へ繰入	—	—	—	11,400	—	—

歳出	事務費	87	86	91	94	98	103
	国債整理基金特別会計へ繰入	6	6	6	6	6	5
	予備費	1,200	1,200	1,200	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	66,893	66,292	65,698	75,601	104,305	110,708
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
社会資本整備勘定							
歳入	他会計より受入	1,981,704	193,375	203,352	193,084	203,407	206,319
	一般会計より受入	1,281,226	171,541	171,541	159,533	159,533	159,533
	国有林野事業特別会計より受入	113	8	8	8	8	—
	港湾整備特別会計より受入	35,042	1,220	1,732	2,010	2,292	2,591
	空港整備特別会計より受入	—	—	—	—	—	—
	道路整備特別会計より受入	617,393	17,562	24,811	28,140	35,457	39,649
	治水特別会計より受入	15,495	925	1,321	1,235	916	959
	都市開発資金金融通特別会計より受入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	償還金収入	447,084	28,099	33,907	39,177	46,130	50,698
	前年度剰余金受入	1,298	—	—	15,442	7,031	10,558
	雑収入	129	99	99	94	92	84
合計	2,430,215	221,574	237,358	247,798	256,660	267,659	
歳出	治水事業資金貸付金	14,425	837	837	38	243	168
	急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	治山事業資金貸付金	106	—	—	—	—	—
	海岸事業資金貸付金	527	53	—	—	—	—
	道路整備事業資金貸付金	693,861	90,653	91,864	89,716	90,336	90,545
	港湾事業資金貸付金	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	漁港施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	漁港漁村整備事業資金貸付金	8,023	1,596	1,234	1,011	1,011	663
	空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	住宅建設等事業資金貸付金	13,917	1,363	1,363	1,268	1,268	1,522

	都市計画事業資金貸付金	32,739	3,520	3,246	753	842	1,049
	環境衛生施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	農業生産基盤整備事業資金貸付金	537	—	—	—	—	12
	農村整備事業資金貸付金	196	—	—	—	12	—
	農地等保全事業資金貸付金	525	—	—	12	—	—
	土地改良事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	農用地開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	造林事業資金貸付金	20	—	—	—	—	—
	林道事業資金貸付金	2,448	150	—	—	—	—
	森林開発公団事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	工業用水道事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
歳出	新幹線鉄道整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道海岸事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道道路整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道漁港施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道住宅建設事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道都市計画事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—

歳出	北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道農村整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道土地改良事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道農用地開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道造林事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道林道事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島振興事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	水資源開発事業資金貸付金	2,050	13	15	—	—	—
	沖縄開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	公共施設整備事業等資金調整貸付金	—	—	—	—	—	—
	森林環境整備事業資金貸付金	—	—	150	120	120	120
	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	472,546	70,000	70,000	65,100	65,100	65,100
	一般会計へ繰入	1,148,861	49,934	65,718	88,170	97,035	108,043
	事務費	128	98	98	94	91	83
	海外事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	1	1	1	1	1	1
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合 計	2,430,215	221,574	237,358	247,798	256,660	267,659	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

3 都市開発資金融通特別会計

この会計は、「都市開発資金の貸付けに関する法律」(昭和41年法律第20号)第1条第1項から第4項までの規定による地方公共団体に対する貸付け等に関する政府の経理を明確にするため設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「都市開発資金融通特別会計法」

第1条（設置）

「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和41年法律第20号）第1条第1項の規定による地方公共団体に対する貸付け及び同条第2項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

「都市開発資金の貸付けに関する法律」を実体法として、都市開発資金融通特別会計が「都市開発資金融通特別会計法」（昭和41年法律第50号）に基づき昭和41年度に設置された。¹⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	576億円	(1) 都市開発資金貸付金	631億円
(2) 運用収入 (運用金回収等)	368億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	313億円
(3) その他 (産業投資特別会計より受入等)	105億円	(3) その他 (都市開発資金特別貸付金等)	105億円
計	1,049億円	計	1,049億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-3のとおりである。

歳入は資金運用部資金からの借入見込額、都市開発資金貸付金の回収見込額、産業投資特別会計からの受入見込額を計上し、歳出は地方公共団体が行う工場等の移転跡地又は都市施設等用地の買取りに要する貸付金、借入金の償還及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入等、所要額を計上している。

平成元年度の総資産はそれまでの連年にわたる長期融資で膨らみ、貸付金残高は2743億円、負債は借入金2501億円、一般会計より受入（貸付金財源受入）116億円及び産業投資特別会計より受入（貸付金財源受入）95億円であった。³⁾

都市開発資金融通特別会計の予算規模は平成元年度以降、漸増してきたが、平成7年度当初予算の2451億円をピークに、以後減少している。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 運用収入 (運用金回収等)	817億円	(1) 国債整理基金特別会計へ繰 入	882億円
(2) 借入金	320億円	(2) 都市開発資金貸付金	517億円
(3) 前年度剰余金受入	169億円	(3) その他	46億円
(4) その他 (他会計より受入等)	139億円	(産業投資特別会計へ繰入 等)	
計	1,445億円	計	1,445億円

予算規模が縮小する一方で、長期貸付けが毎年度続けられたため、平成12年度末の貸付金残高は5297億円へと増大した。負債については、借入金3447億円、一般会計より受入（貸付金財源受入）2077億円、産業投資特別会計より受入（貸付金財源受入）227億円となっている。⁵⁾

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの都市開発資金融通特別会計の設立と歳入歳出については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』845-848ページ、『国の予算』平成元年度 944-945ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計決算参照書』876ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』881-885ページ、『国の予算』平成12年度 771ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算参照書』853ページ。

表 1-5-3 都市開発資金融通特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	一般会計より受入	—	2,500	4,300	5,700	7,800	7,600
	産業投資特別会計より受入	10,480	9,667	6,717	4,672	3,636	3,119
	借入金	57,600	59,200	63,500	77,900	107,700	111,600
	運用収入	36,751	38,747	52,543	63,611	67,179	71,453
	償還金収入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	前年度剰余金受入	49	42	54	58	59	57
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合 計	104,881	110,663	128,536	154,368	188,241	196,721
歳出	都市開発資金貸付金	63,100	63,700	74,800	93,600	121,200	121,700
	都市開発資金特別貸付金	10,480	9,667	6,717	4,672	3,636	3,119
	都市開発事業用地取得 推進資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	事務取扱費	3	4	4	5	5	5
	産業投資特別会計へ繰入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	国債整理基金特別会計 へ繰入	31,277	36,765	45,573	53,644	61,513	68,985
	予備費	20	20	20	20	20	20
	合 計	104,881	110,663	128,536	154,368	188,241	196,721
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	7,650	7,700	6,900	4,500	7,300	9,300
	産業投資特別会計より受入	33,266	3,573	3,246	753	842	1,049
	借入金	90,000	76,800	76,700	70,000	46,700	32,000
	運用収入	81,607	97,295	84,098	81,355	80,618	81,698
	償還金収入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	前年度剰余金受入	161	354	11,951	10,389	22,325	16,889
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合 計	245,120	187,841	186,834	169,156	162,986	144,523
歳出	都市開発資金貸付金	100,050	98,700	91,400	77,750	65,250	51,700
	都市開発資金特別貸付金	33,266	3,573	3,246	753	842	1,049
	都市開発事業用地取得 推進資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	事務取扱費	7	8	8	8	10	9
	産業投資特別会計へ繰入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	国債整理基金特別会計 へ繰入	79,342	83,421	88,221	88,476	91,673	88,168
	予備費	20	20	20	10	10	10
	合 計	245,120	187,841	186,834	169,156	162,986	144,523

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 整理特別会計

1 国債整理基金特別会計

この会計は、「国債整理基金特別会計法」(明治39年法律第6号)に基づき、一般会計又は特別会計から受け入れた資金等を国債整理基金として、これを国債の償還発行に関する費途(国債、借入金、短期証券の償還、利子の支払い及び割引料の償還、発行等に関する事務取扱費)に充て、もって国債の整理状況を明らかにするため、一般会計と区分して設けられたものである。¹⁾

[参考] 平成元年度の「国債整理基金特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第2項 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入、 交付税及び譲与税配付 金特別会計より受入等)	21兆1,059億円	(1) 国債整理基金支出 (債務償還費、利 子及割引料等)	39兆2,863億円
(2) 公債金	14兆1,939億円	(2) 一般会計へ繰入	1兆3,000億円
(3) その他 (資産処分収入等)	5兆2,865億円		
計	40兆5,863億円	計	40兆5,863億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-4のとおりである。

歳入は、国債、借入金及び短期証券の償還、国債及び借入金の利子並びに短期証券の割引料等の支払財源に充てるため、一般会計及び関係各特別会計から

受け入れる収入、「国債整理基金特別会計法」等の規定により発行する国債の収入見込額である公債金、資産処分収入等を歳入に計上している。一方、歳出は、国債償還、借入金償還等の債務償還費、国債利子等、借入金利子、融通証券割引料等の利子及割引料、国債事務取扱費等を計上している。

なお、平成元年度の一般会計より受入のうち、国債の償還財源については、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成元年法律第42号）の規定により、前年度首国債総額（割引国債に係る発行価格差減額を除く。）の100分の1.6に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額を受入れを行わないこととされていた。

平成元年度の国債整理基金特別会計の内国債の残高は、昭和63年度末の159兆円から平成元年度には163兆円へと増大している。³⁾

平成2年1月には、いわゆる湾岸戦争が勃発し、日本政府は当該地域の平和回復活動を支援するため、緊急に資金を拠出することとなった。その財源として、「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」（平成3年法律第2号）により、平成2年度内に臨時特別公債を発行することとなった。この臨時特別公債の償還財源のため、同法に基づき、法人臨時特別税と石油臨時特別税を創設した。法人臨時特別税は、平成3年度内に終了する事業年度の法人税に対し付加的に課税するものである。また、石油臨時特別税は平成3年度内に採取場から移出した原油、輸入石油製品及びガス状炭化水素に対し、採取者を納税義務者として付加的に課税するものである。⁴⁾

平成3年度の歳入予算には、法人臨時特別税4360億円及び石油臨時特別税2160億円を計上し、償還財源に充てた。更に、同年度においては、湾岸地域の復興支援の財源として発行した国債が単年度のみでの税収では償還できないため、臨時特別公債借換公債金として5970億円の借換国債を予算に計上した。⁵⁾

平成4年度には法人臨時特別税50億円及び石油臨時特別税120億円を計上したが、この税収で償還できない未償還国債については、752億円の臨時特別公債借換公債金を計上した。⁶⁾ 同様に、平成5年度にも160億円の臨時特別公債借換公債金を計上して借換えを行い、⁷⁾ 平成6年度には全額の償還を終えた。

平成3年度の一般会計における決算剰余金について、「財政法」第6条第1項において2分の1を下回らない償還財源の繰入れが規定されているが、一般

会計の財源が逼迫していることから、「平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」（平成4年法律第102号）により、平成4年度当初予算ではこの繰入れを停止した。平成5年度当初予算においても、「平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」（平成5年法律第98号）により、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れを停止した。

更には、平成6年度当初予算においても、「平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）により、前年度と同様に一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れを停止した。また、平成6年度には「決算調整資金に関する法律」（昭和53年法律第4号）に基づき、国債整理基金特別会計から決算調整資金に繰り入れた金額を翌年度に一般会計から決算調整資金に繰り入れる規定となっているところを、翌々年度に遅らせた。

平成6年度の一般会計における決算剰余金についても、「平成六年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」（平成7年法律第114号）により、平成6年度における繰入れを停止した。平成7年度当初予算についても、「平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、平成7年度の国債償還のための定率繰入れを停止した。

平成10年度には、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成10年法律第136号）により、国が承継することとされた債務及び「国有林野事業の改革のための特別措置法」（平成10年法律第134号）によって、一般会計に帰属することとされた債務により一般会計の負担が増加するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」（平成10年法律第137号）に基づき、たばこ特別税が創設され、国債整理基金特別会計の歳入として計上されることとなった。⁸⁾

平成9年度までは、国債整理基金特別会計が保有する株式の売却収入を予算に計上した場合でも、市場の株価に与える影響を考慮して、実際は株式の売却を見送ってきたが、平成10年度には同特別会計が保有する株式の売却を再開した。平成10年度の当初予算においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入4240億円を計上し、同年度の補正予算で8480億円に増額、結果的に8550億円の

株式売払収入を実現した。⁹⁾

平成10年度においては、帝都高速度交通営団に対する一般会計所属の出資証券持分9372億円が「国債整理基金特別会計法」附則第17条の規定により無償譲渡され、国債整理基金特別会計に帰属した。¹⁰⁾ これは、「日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に構すべき特別措置に関する法律」（平成2年法律第45号）により帝都高速度交通営団の出資持分が一般会計に帰属したが、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づき「国債整理基金特別会計法」が改正され、政府に譲渡された帝都高速度交通営団に対する出資持分は国債の元金償還に充てるべき資金の充実に資するため、無償で一般会計から国債整理基金特別会計に所属替えされたことによるものである。

平成11年度当初予算においては、日本電信電話株式会社の株式売払収入7240億円を計上し、実際の売却によって1兆6580億円の株式売却収入を得た。¹¹⁾ この売却収入については、「預金保険法」（昭和46年法律第34号）の改正（「預金保険法の一部を改正する法律」（平成10年法律第133号））により、金融危機対策として預金保険機構に対し交付された国債7兆円及び「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第5号）の規定により同機構に交付された国債3兆円の償還に充当することとされた。¹²⁾ このほか、平成11年度には預金保険機構への交付公債の償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計へ2兆5000億円が繰り入れられ、交付した公債の優先償還に充当されている。¹³⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (交付税及び譲与税配 付金特別会計より受 入、一般会計より受 入等)	62兆5,085億円	(1) 国債整理基金支出 (国債事務取扱手数料、 債務償還費等)	117兆6,601億円
(2) 公債金	53兆2,605億円	(2) 一般会計へ繰入	1,595億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	7兆 506億円		
計	122兆8,196億円	計	117兆8,196億円

歳入のうち、他会計より受入は、一般会計から21兆9653億円、交付税及び譲与税配付金特別会計から30兆8716億円、郵便貯金特別会計から5兆4097億円等であり、その他に含まれるものは、日本電信電話株式会社の株式売払収入、国債整理基金の余裕金の運用収入等である。歳出は、国債償還、借入金償還等の債務償還費、国債利子、借入金利子等の利子及割引料のほか、政府短期証券償還等を計上している。

平成12年度当初予算では、資産処分収入として、日本電信電話株式会社の株式売払収入1兆4392億円を見込んでいた。この株式売払収入は預金保険機構に交付した国債の償還財源に優先的に割り当てられることとされていたが、株価低迷の中での売却実施となったため、実際の株式売払収入は9490億円となっている。¹⁵⁾

なお、平成11年度の一般会計における決算剰余金については、「平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」（平成12年法律第132号）により、「財政法」に基づく国債整理基金特別会計への繰入れを停止している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの国債整理基金特別会計における歳入歳出と国債発行償還制度については、明治財政史編纂会編『明治財政史』第8巻「国債(-)」（明治37年、丸善）、同第9巻「国債(二)・準備金」（明治37年、丸善）、大蔵省編『明治大正財政史』第2巻「会計制度」（昭和11年、財政経済学会）、同第11巻「国債（上）」（昭和11年、財政経済学会）、同第12巻「国債（下）」（昭和12年、財政経済学会）、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第6巻「国債」（昭和29年、東洋経済新報社）、同第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、同第11巻「政府債務」（昭和58年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、同第7巻「国債」（平成9年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）、同第5巻「国債・財政投融资」（平成16年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』149-156ページ、『国の予算』平成元年度 955-956ページ。
- 3) 『国の予算』平成3年度 948ページ。
- 4) 法人臨時特別税は、平成3年度内に事業年度を終了した法人の基準法人税額から300万円を控除した額を課税標準として2.5%の税率で課税したもの。石油臨時特別税は、

平成3年度内に採取場から原油・輸入石油製品及びガス状炭化水素を移出した者に対し、石油税の5割相当額を課税したもの。『国の予算』平成3年度 1085-1087ページ。

- 5) 『国の予算』平成3年度 950ページ。
- 6) 『国の予算』平成4年度 934ページ。
- 7) 『国の予算』平成5年度 937ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 909ページ。日本国有鉄道清算事業団は「日本国有鉄道清算事業団法」（昭和61年法律第90号）に基づき、昭和62年4月1日に設置、平成10年10月22日に解散した。
- 9) 『平成10年度特別会計予算書』154ページ、『平成10年度特別会計補正予算（特第1号）』37ページ、『平成10年度特別会計決算参照書』78ページ。
- 10) 『平成10年度特別会計決算参照書』81ページ。帝都高速度交通営団は「帝都高速度交通営団法」（昭和16年法律第51号）により、昭和16年7月4日に設置された。平成14年法律第188号で「帝都高速度交通営団法」が廃止され、東京地下鉄株式会社が設立された。
- 11) 『平成11年度特別会計予算書』154ページ、『国の予算』平成11年度 910ページ、『平成11年度特別会計決算参照書』80ページ。
- 12) 『国の予算』平成11年度 910ページ。預金保険機構は「預金保険法」（昭和46年法律第34号）に基づき、昭和46年7月1日設置された。
- 13) 『国の予算』平成11年度 910ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』153-161ページ、『国の予算』平成12年度 781-782ページ。
- 15) 『平成12年度特別会計決算参照書』118ページ。

表 1-5-4 国債整理基金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	他会計より受入	21,105,867	22,074,919	23,544,086	23,273,730	23,437,506	24,269,756
	一般会計より受入	11,664,867	14,288,586	15,834,275	16,423,320	15,383,177	14,344,251
	臨時特別公債償還財源一般会計より受入	—	—	201,705	24,000	59,170	15,991
	交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	9,441,000	7,786,332	7,508,106	6,826,410	7,995,159	9,909,514
	租税	—	—	—	—	—	—
	法人臨時特別税	—	—	436,000	5,000	—	—
	石油臨時特別税	—	—	216,000	12,000	—	—
	公債金	14,193,946	17,027,691	17,625,520	18,498,025	21,802,331	23,388,015
	公債金	14,193,946	17,027,691	17,028,553	18,422,866	21,786,342	23,388,015
	臨時特別公債借換公債金	—	—	596,967	75,159	15,989	—

歳入	株式売払収入	2,823,600	—	—	580,000	278,800	624,000
	配当金収入	23,200	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	運用収入	129,593	107,858	147,926	143,032	99,382	32,017
	前年度剰余金受入	2,310,000	2,460,000	2,600,000	3,216,647	3,186,622	3,672,541
	雑収入	64	64	65	70	85	85
	合計	40,586,270	41,694,532	44,593,597	45,752,504	48,828,726	52,010,414
歳出	国債償還	18,579,157	21,415,949	21,732,627	25,654,328	25,796,352	26,188,610
	臨時特別公債償還	—	—	1,450,671	158,159	75,159	15,991
	食糧証券償還	852,200	719,950	592,300	441,240	382,310	88,000
	借入金償還	6,997,450	5,137,518	4,728,077	4,114,739	4,920,012	7,154,920
	国債利子等支払	10,093,166	9,923,034	10,575,251	10,759,742	10,461,709	10,432,384
	借入金利子支払	1,677,753	1,812,064	2,193,329	2,402,198	2,661,861	2,916,060
	短期証券割引料	954,044	1,294,943	1,918,703	1,888,821	1,234,592	908,204
	国債事務取扱諸費	95,273	91,073	102,637	104,176	101,454	120,515
	株式売払経費	37,227	—	—	12,454	8,655	13,189
	一般会計へ繰入	1,300,000	1,300,000	1,300,000	216,647	186,622	172,541
	合計	40,586,270	41,694,532	44,593,597	45,752,504	45,828,726	48,010,414
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	他会計より受入	27,232,902	34,799,099	41,219,363	43,701,246	50,860,571	62,508,456
	一般会計より受入	13,221,300	16,375,197	16,802,329	17,262,816	19,831,923	21,965,341
	臨時特別公債償還財 源一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	交付税及び譲与税配 付金特別会計等より 受入	14,011,602	18,423,902	24,417,034	26,438,430	31,028,648	40,543,115
	租税	—	—	—	120,200	267,500	271,600
	法人臨時特別税	—	—	—	—	—	—
	石油臨時特別税	—	—	—	—	—	—
	公債金	25,877,758	26,560,998	31,438,242	42,851,734	40,081,472	53,260,538
	公債金	25,877,758	26,560,998	31,438,242	42,851,734	40,081,472	53,260,538
	臨時特別公債借換公 債金	—	—	—	—	—	—
	株式売払収入	544,288	333,600	332,400	424,000	724,000	1,439,200
	配当金収入	20,423	20,000	20,267	20,267	34,667	14,267
	運用収入	39,811	38,756	31,085	33,777	33,823	165,947
	前年度剰余金受入	4,172,541	4,671,541	4,671,541	4,659,533	5,174,181	5,159,533
雑収入	85	85	85	85	85	85	
	合計	57,887,808	66,424,079	77,712,982	91,810,842	97,176,299	122,819,625
歳出	国債償還	27,408,530	30,608,546	35,848,037	40,951,868	45,408,571	63,613,768
	臨時特別公債償還	—	—	—	—	—	—
	食糧証券償還	466,870	626,130	784,360	1,029,600	1,014,590	1,054,430
	借入金償還	10,499,541	15,533,386	21,169,822	29,662,792	30,730,795	38,473,163

歳出	国債利子等支払	10,563,223	10,730,111	10,779,861	10,729,980	10,700,539	10,199,198
	借入金利子支払	3,327,942	3,541,546	3,915,246	3,722,701	3,543,728	3,523,831
	短期証券割引料	806,337	565,272	386,161	385,786	394,035	446,542
	国債事務取扱諸費	135,646	143,148	147,478	155,214	208,027	324,089
	株式売払経費	7,178	4,399	10,476	13,368	16,481	25,071
	一般会計へ繰入	172,541	171,541	171,541	159,533	159,533	159,533
	合計	53,387,808	61,924,079	73,212,982	86,810,842	92,176,299	117,819,625

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 概要

この会計は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税の配付に関する経理を明確にし、一般会計と区分するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「交付税及び譲与税配付金特別会計法」

第1条 (設置)

地方交付税及び地方譲与税の配付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国税収入の地方財源への移転制度は、「地方分与税分与金特別会計法」(昭和15年法律第67号)によって、昭和15年度に設置された地方分与税分与金特別会計に始まった。更に、「地方配付税法」(昭和23年法律第111号)により、「地方分与税分与金特別会計法」が「地方配付税配付金特別会計法」に改称され、昭和23年度より地方配付税配付金特別会計が設置されたことにより、国税収入の地方への移転制度は充実した。その後、地方配付税配付金特別会計は廃止され、地方への国税の財源移転制度は一般会計による地方平衡交付金制度に改められた。¹⁾

昭和29年5月に「交付税及び譲与税配付金特別会計法」(昭和29年法律第103号)が公布され、昭和29年度に交付税及び譲与税配付金特別会計が設置され、国税3税(所得税、法人税及び酒税)と譲与税の地方移転制度が確立した。²⁾ 国税3税を地方に移転する地方交付税については、「地方交付税法」(昭和25年法

律第211号)で規定され、譲与税については、「地方道路譲与税法」(昭和30年法律第113号)により地方道路譲与税が、「特別とん譲与税法」(昭和32年法律第77号)により特別とん譲与税が、「石油ガス譲与税法」(昭和40年法律第157号)により石油ガス譲与税が、「自動車重量譲与税法」(昭和46年法律第90号)により自動車重量譲与税が、「航空機燃料譲与税法」(昭和47年法律第13号)により航空機燃料譲与税がそれぞれ規定され、特別会計に譲与税として繰り入れられた後、同財源を地方公共団体等に配付する制度として対象税目が広がっていった。

このほか「道路交通法」(昭和35年法律第105号)により、交通違反反則金の経理については交付税及び譲与税配付金特別会計で経理していたが、昭和58年度から交通安全対策特別交付金の用途を拡大するとともに、その経理を明確にするため、交通安全対策特別交付金勘定が設置され、従来の交付税及び譲与税配付金の経理は交付税及び譲与税配付金勘定となった。³⁾

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

(2) 交付税及び譲与税配付金勘定

本勘定は、地方交付税交付金等の財源に充てるため、歳入については、租税収入や一般会計からの受入(「交付税及び譲与税配付金特別会計法」に基づく。)等を財源とし、歳出は、「地方交付税法」に基づき算出した地方交付税交付金、地方特例交付金、「地方道路譲与税法」等の各譲与税法による地方譲与税譲与金等である。⁴⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	13兆3,688億円	(1) 地方交付税交付金	12兆1,089億円
(2) 借入金	3兆5,942億円	(2) 国債整理基金特別会 計へ繰入	4兆9,231億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	1兆6,525億円	(3) その他 (地方譲与税譲与金等)	1兆4,568億円
計	18兆6,156億円	計	18兆4,889億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-5のとおりである。

このうち、一般会計より受入は国税3税の収入見込額の100分の32、消費税

の収入見込額（消費譲与税を除く。）の100分の24及びたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額である。⁶⁾平成元年度以降、消費税収入の5分の1に相当する額をこの勘定に受け入れ、「消費譲与税法」（昭和63年法律第111号）に基づき、消費譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与する新たな制度の導入により収支の改善が見込まれ、借入金は前年度当初予算の5兆9139億円から平成元年度には3兆5942億円へと大きく減少した。また、その他の税収については、地方道路税の全額、石油ガス税収入の2分の1、航空機燃料税収入の13分の2、自動車重量税収入の4分の1、特別とん税全額を受け入れている。このほか、借入金は資金運用部からの借入れであり、翌年度には国債整理基金特別会計へ償還するものである。交付税及び譲与税配付金勘定から地方への財源移転については、税収で不足する部分を借入金で賄っており、平成元年度末の借入金残高は2兆9846億円となっている。⁷⁾

平成2年度及び平成3年度の予算では、安定的な消費税収入により、借入金規模を前年度予算に対して減少させることができていた。しかし、平成4年度予算では、地方交付税交付金を前年度当初予算の14兆8404億円から15兆6792億円に増加した結果、資金運用部からの借入金は、平成4年度当初予算では6177億円となり、前年度当初予算に比べて37.2%増加している。同年度補正予算後では、所得税及び法人税の減収による地方交付税交付金の減少を補うため、資金運用部資金からの借入金を大幅に増額した結果、2兆1859億円となっている。⁸⁾

地方財政の安定を図るための地方交付税の増額が地方公共団体等から求められ、平成6年度には「地方税法等の一部を改正する法律」（平成6年法律第101号）により特別会計の設置法を改正した。第3条で規定する消費税の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入率を24%から29.5%に引き上げ、安定的な税収が見込める消費税の財源移転を増加させた。このため、一般会計より受入の予算額は、平成6年度の12兆7578億円から平成7年度には13兆2154億円に増大した。一方、地方交付税交付金は、平成6年度当初予算の15兆5020億円から平成7年度予算の16兆1529億円に増大、資金運用部からの借入金も6兆7135億円から10兆7725億円へと増加し、予算規模も21兆8313億円から26兆4351億円へと膨れ上がった。⁹⁾

その後も交付税及び譲与税配付金勘定は、毎年行われる資金運用部資金からの借入れの増大により予算規模を拡大し、地方交付税交付金を増額させてきた。平成11年度には「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第16号）により、特別会計設置法の本則である法人税の本勘定への繰入率32%の特例として、当分の間、繰入率を35.8%（平成11年度は32.5%）とした。この改正により、平成11年度予算においては、法人税収入の32.5%が一般会計から本勘定に繰り入れられたが、所得税及び法人税の減税が実施されたことから、一般会計から本勘定への繰入額は、平成10年度の15兆8702億円から平成11年度には13兆5230億円へと減少した。このほか平成11年度においては、地方への財源移転額を極力維持し、地方特例交付金の財源に充てるため、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、地方特例交付金6399億円を一般会計から受け入れ、平成11年度分の都道府県並びに市町村及び特別区に交付する地方特例交付金として歳出に同額を計上することとしている。それでも財源は不足し、資金運用部からの借入金は平成10年度の19兆901億円から平成11年度には29兆6050億円へと大幅に増加している。¹⁰⁾

平成12年度も平成11年度と同様、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、一般会計から地方特例交付金9140億円を受け入れ、平成12年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として同額を計上することとしている。資金運用部からの借入金も、平成11年度に比べて、8兆5000億円強増加し、当初予算ベースでは38兆1318億円となっている。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	38兆1,318億円	(1) 国債整理基金特別会計へ繰入	30兆8,716億円
(2) 他会計より受入 （一般会計より受入）	14兆9,304億円	(2) 地方交付税交付金	21兆4,107億円
(3) その他 （租税、前年度剰余金受入等）	8,985億円	(3) その他 （地方特例交付金、地方道路譲与税譲与金等）	1兆5,311億円
計	53兆9,607億円	計	53兆8,135億円

(3) 交通安全対策特別交付金勘定

本勘定は、交通反則者納金等を財源として地方公共団体への交通安全対策特別交付金の交付等を経理している。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 交通反則者納金	995億円	(1) 交通安全対策特別交付金	953億円
(2) 前年度剰余金受入	85億円	(2) 諸支出金	54億円
(3) 雑収入	7億円	(3) 予備費	3億円
計	1,088億円	計	1,010億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 交通反則者納金	916億円	(1) 交通安全対策特別交付金	882億円
(2) その他 (前年度譲与金受入等)	77億円	(2) 諸支出金	31億円
		(3) 予備費	2億円
計	993億円	計	915億円

〔注〕

- 1) 昭和20年度までの地方への財源移転制度については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第5巻「租税」(昭和32年、東洋経済新報社)、同第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)を参照。占領期の地方への財源移転制度については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第16巻「地方財政」(昭和53年、東洋経済新報社)、同第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 併せて「地方財政平衡交付金法」は昭和29年法律第101号で改正され、「地方財政法」に改められた。
- 3) 昭和29年度以降の交付税及び譲与税配付金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。『国の予算』昭和58年度 934-936ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』97-101ページ、『国の予算』平成元年度 952-953ページ。実際には地方交付税交付金の特例措置額230億円を加算した額から、昭和60年度特例措置額に係る減額230億円を控除した額となっている。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』97-101ページ、『国の予算』平成元年度 952-953ページ。

- 6) 『国の予算』平成元年度 952ページ。
 7) 『平成元年度特別会計決算参照書』22ページ、『国の予算』平成2年度 940ページ。
 8) 『国の予算』平成4年度 931-932ページ、『国の予算』平成5年度 1052、1055-1056ページ。
 9) 『平成6年度特別会計予算書』95-99ページ、『平成7年度特別会計予算書』93-97ページ、『国の予算』平成7年度 931-932ページ。
 10) 『国の予算』平成11年度 906-907ページ、『平成11年度特別会計予算書』97-101ページ。
 11) 『国の予算』平成12年度 778-779ページ、『平成12年度特別会計予算書』99-103ページ。
 12) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』102-104ページ、『国の予算』平成元年度 953ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』104-106ページ、『国の予算』平成12年度 779ページ。

表 1-5-5 交付税及び譲与税配付金特別会計歳入歳出総計

当初予算 (単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
交付税及び譲与税配付金勘定							
歳入	一般会計より受入	13,368,840	15,275,090	15,974,910	15,771,880	15,617,350	12,757,751
	租税	1,457,000	1,924,700	1,855,800	1,889,300	1,998,900	1,975,700
	消費税	904,500	1,330,000	1,236,000	1,242,000	1,364,000	1,435,000
	地方道路税	327,200	346,000	366,400	382,800	362,100	256,000
	石油ガス税	17,000	17,000	17,000	16,000	16,000	15,000
	航空機燃料税	10,700	11,100	11,800	12,500	13,600	14,400
	自動車重量税	186,300	209,300	213,300	224,700	230,700	244,000
	特別とん税	11,300	11,300	11,300	11,300	12,500	11,300
	借入金	3,594,235	1,574,035	450,240	617,678	2,128,101	6,713,521
	前年度剰余金受入	195,501	137,119	214,614	293,908	297,014	384,370
雑収入	2	2	2	2	2	2	
	合計	18,615,578	18,910,946	18,495,566	18,572,768	20,041,367	21,831,344
歳出	地方交付税交付金	12,108,903	13,759,444	14,840,362	15,679,199	15,435,122	15,501,954
	地方特例交付金	—	—	—	—	—	—
	地方譲与税譲与金	1,453,400	1,840,900	1,774,600	1,883,800	1,950,900	1,926,200
	地方譲与税譲与金等	—	—	—	—	—	—
	消費譲与税譲与金	904,500	1,260,300	1,162,100	1,245,000	1,296,800	1,372,400
	地方道路譲与税譲与金	326,000	338,100	359,100	376,900	382,200	272,600
	石油ガス譲与税譲与金	16,700	16,900	17,000	16,300	16,000	15,300
	航空機燃料譲与税譲与金	10,600	11,000	11,700	12,300	13,500	14,200
	自動車重量譲与税譲与金	184,500	203,300	213,400	222,000	230,100	240,200

歳出	特別とん譲与税 譲与金	11,100	11,300	11,300	11,300	12,300	11,500
	消費譲与税相当 額譲与金	—	—	—	—	—	—
	事務費	139	163	181	226	282	346
	諸支出金	1	1	1	1	1	0
	国債整理基金特別 会計へ繰入	4,923,135	3,096,638	1,591,322	714,942	2,312,462	4,010,744
	予備費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	合 計	18,488,878	18,700,446	18,209,766	18,281,468	19,702,067	21,442,544
	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
交通安全対策特別交付金勘定							
歳入	交通反則者納金	99,518	67,062	75,746	91,101	87,585	89,719
	前年度剰余金受入	8,530	8,075	5,337	8,202	7,782	7,983
	雑収入	724	527	536	666	585	597
	合 計	108,772	75,664	81,619	99,969	95,952	98,299
歳出	交通安全対策特別 交付金	95,256	66,696	71,290	87,985	85,331	86,992
	諸支出金	5,442	3,630	4,037	4,202	2,992	3,050
	予備費	300	300	300	300	300	300
	合 計	100,997	70,626	75,626	92,487	88,623	90,342
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
交付税及び譲与税配付金勘定							
歳入	一般会計より受入	13,215,395	13,603,826	15,480,975	15,870,150	13,523,000	14,930,360
	租税	2,052,800	2,065,600	602,500	607,700	613,600	615,900
	消費税	1,495,000	1,487,000	—	—	—	—
	地方道路税	261,900	268,100	279,500	284,800	290,600	296,500
	石油ガス税	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000
	航空機燃料税	14,900	15,800	16,000	16,600	16,400	15,800
	自動車重量税	255,000	268,400	279,700	280,000	280,300	277,300
	特別とん税	10,000	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300
	借入金	10,772,461	15,375,441	17,144,441	19,090,121	29,605,031	38,131,796
	前年度剰余金受入	394,435	477,201	719,324	337,806	295,950	282,600
	雑収入	2	2	2	2	2	2
	合 計	26,435,092	31,522,070	33,947,242	35,905,779	44,037,583	53,960,657
歳出	地方交付税交付金	16,152,873	16,841,006	16,834,485	17,518,865	20,864,236	21,410,720
	地方特例交付金	—	—	—	—	639,860	914,014
	地方譲与税譲与金	1,986,300	1,998,600	—	601,000	613,100	614,100
	地方譲与税譲与金等	—	—	1,073,300	—	—	—
	消費譲与税譲与金	1,431,500	1,424,600	—	—	—	—
	地方道路譲与税 譲与金	261,900	265,700	280,100	279,700	287,400	292,900

歳出	石油ガス譲与税譲与金	15,700	15,300	15,700	15,100	15,200	14,800
	航空機燃料譲与税譲与金	14,900	15,600	16,000	16,500	16,300	15,900
	自動車重量譲与税譲与金	252,200	266,200	276,900	278,400	283,000	279,200
	特別とん譲与税譲与金	10,100	11,200	11,300	11,300	11,200	11,300
	消費譲与税相当額譲与金	—	—	473,300	—	—	—
	事務費	379	397	415	393	435	427
	諸支出金	1	1	1	1	1	1
	国債整理基金特別会計へ繰入	7,836,940	12,169,166	15,901,341	17,641,820	21,773,951	30,871,596
	予備費	3,300	3,300	3,300	2,600	2,600	2,600
	合計	25,979,792	31,012,470	33,812,842	35,764,679	43,894,183	53,813,457
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
交通安全対策特別交付金勘定							
歳入	交通反則者納金	89,208	89,002	89,848	91,899	91,712	91,622
	前年度剰余金受入	8,162	6,765	8,706	8,012	7,984	7,683
	雑収入	596	523	548	399	104	12
	合計	97,965	96,290	99,102	100,310	99,800	99,316
歳出	交通安全対策特別交付金	86,670	85,091	87,893	89,150	89,009	88,205
	諸支出金	3,055	3,064	3,196	3,214	3,063	3,145
	予備費	300	300	300	200	200	200
	合計	90,025	88,455	91,389	92,564	92,272	91,550

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

3 特定国有財産整備特別会計

この会計は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)に規定する「特定国有財産整備計画」¹⁾の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、一般会計と区分するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「特定国有財産整備特別会計法」

第1条(設置)

「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)

第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国有財産の処分による資金を別の国有財産の取得に充当するため、昭和32年度に「国有財産特殊整理資金特別会計法」(昭和32年法律第116号)により、国有財産特殊整理資金特別会計が設置された。同特別会計は「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)に基づき、特定庁舎等特殊整備計画による国有財産の処分収入を管理し、それを一般会計に繰り入れて営繕予算として用いるものであったが、資金規模も小さく国有財産の整備財源としては限定的なものであった。その後、昭和44年度には、営繕予算の資金を調整する制度から特別会計の負担で営繕事業を行う制度とするために、「国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(昭和44年法律第6号)が公布され、国有財産特殊整理資金特別会計は特定国有財産整備特別会計に改められた。²⁾

この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産、その他この会計に所属する資産の処分による収入金、一般会計からの繰入金、借入金等であり、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及びその利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ及び事務取扱費等である。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

○ 平成元年度			
(歳入)		(歳出)	
(1) 国有財産処分収入	625億円	(1) 特定国有財産整備費	1,328億円
(2) 前年度剰余金受入	590億円	(特定施設整備費等)	
(3) 借入金	100億円	(2) その他	27億円
(資金運用部資金)		(国債整理基金特別会計へ	
(4) その他	40億円	繰入、事務取扱費等)	
(他会計より受入、雑収入)			
計	1,355億円	計	1,355億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-6のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有財産処分収入 (国有財産売却収入)	984億円	(1) 特定国有財産整備費 (特定施設整備費等)	959億円
(2) 借入金 (資金運用部資金)	742億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	822億円
(3) その他 (他会計より受入、前年 度剰余金受入等)	77億円	(3) その他 (事務取扱費等)	22億円
計	1,803億円	計	1,803億円

〔注〕

- 1) 特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（本会計以外の特別会計所屬財産、公共用財産等を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るために行う処分、及びこれに代わる施設の取得の基本的事項に関する計画であり、大蔵大臣が関係各省庁の長の意見を聞いて定めることとなっている。
- 2) 特定国有財産整備特別会計と同様の趣旨で、営繕予算に充当する資金を保有する特別会計として、大正11年に「国有財産整理資金特別会計法」（大正11年法律第6号）により国有財産整理資金特別会計が設置されたが、昭和18年度末で廃止された（大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第8巻「国有財産・営繕」（昭和33年、東洋経済新報社）及び同第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）を参照。
昭和63年度までの特定国有財産整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 3) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』217-220ページ、『国の予算』平成元年度 971-972ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』215-218ページ、『国の予算』平成12年度 798-799ページ。

表 1-5-6 特定国有財産整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	国有財産処分収入	62,529	80,890	121,774	115,587	115,836	102,683
	一般会計より受入	1,761	1,410	1,133	724	292	198
	借入金	10,000	7,000	3,000	46,600	67,000	70,600
	前年度剰余金受入	58,971	74,892	98,231	70,858	1,853	258
	雑収入	2,230	2,593	3,252	3,488	2,683	2,916
	合 計	135,490	166,784	227,389	237,257	187,664	176,655

歳出	特定国有財産整備費	132,833	162,800	222,523	231,298	173,961	160,244
	事務取扱費	630	731	903	1,126	1,145	1,208
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,977	3,203	3,913	4,783	12,508	15,153
	予備費	50	50	50	50	50	50
	合計	135,490	166,784	227,389	237,257	187,664	176,655
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	国有財産処分収入	78,273	85,301	111,537	117,715	110,135	98,448
	一般会計より受入	100	47	7	1,807	1,807	1,612
	借入金	125,000	103,000	94,800	93,000	63,900	74,200
	前年度剰余金受入	1,216	1,198	44,035	51,825	30,781	4,377
	雑収入	2,868	3,447	3,561	1,873	1,991	1,668
合計	207,457	192,993	253,940	266,220	208,614	180,305	
歳出	特定国有財産整備費	182,718	156,702	197,862	193,102	129,775	95,879
	事務取扱費	1,240	1,285	1,317	1,347	1,693	2,178
	国債整理基金特別会計へ繰入	23,449	34,957	54,711	71,731	77,106	82,208
	予備費	50	50	50	40	40	40
	合計	207,457	192,993	253,940	266,220	208,614	180,305

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

4 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

(1) 概要

この会計は、昭和55年度予算から石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に、平成5年度から石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められ、一般会計と区分して石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策を経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第1条(設置)

第1項 石炭対策並びに石油及び石油代替エネルギー対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和30年代後半からのエネルギー需給構造の劇的な変動により、国内の石炭需要は減少の一途をたどった。こうした状況下、政府は産炭地の維持と転廃業支援のため、「石炭対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)により石炭対策特別会計を設置し、それまでに実施されてきた石炭対策に係る経理をこの特別会計に統合した。なお、石炭対策として制定された法律としては、「臨時石炭鉱害復旧法」(昭和27年法律第295号)、「石炭鉱業合理化臨時措置法」(昭和30年法律第156号)、「炭鉱離職者臨時措置法」(昭和34年法律第199号)、「石炭鉱業再建整備臨時措置法」(昭和42年法律第49号)があり、石炭鉱害対策、石炭業の合理化と再建支援及び炭鉱離職者支援がなされてきた。また、特別会計の財源については、「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)に基づき原重油関税の一定割合が石炭対策特別会計に繰り入れられてきた。

昭和47年には、「石炭対策特別会計法の一部を改正する法律」(昭和47年法律第20号)により特別会計の設置法が改正され、昭和47年度より「石炭対策特別会計法」は「石炭及び石油対策特別会計法」と改称された。これに伴い、従来の石炭対策の経理を石炭勘定とし、新たな石油対策の経理は石油勘定として区分経理されることとなった。

更には、石油代替エネルギーの開発・支援が必要とされるに至り、「電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律」(昭和55年法律第68号)により特別会計の設置法が改正され、昭和55年度より特別会計の名称は石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に、また、石油勘定の名称は石油及び石油代替エネルギー勘定に改正された。¹⁾

平成5年には、「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」(平成5年法律第17号)により、特別会計の設置法が改正され、会計の名称も石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計となった。これに併せて勘定名も石油及び石油代替エネルギー勘定から石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。

平成12年には、石炭対策としては平成13年度に石炭政策を円滑に完了させるため、石炭鉱業構造調整対策、産炭地域振興対策等の重要な施策を実施することとされた。また、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第16号)の施行に併せて、特別会計の設置法は「石

油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改称され、平成14年度より特別会計の名称も石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められた。同様に、石油及び石油代替エネルギー勘定の名称も石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。石炭勘定については、平成13年度末で事実上終了し、平成18年度までの間は、石炭勘定における債務の返済を原油等関税を財源として行う暫定勘定として、国債整理基金特別会計への繰入れによる借入金の償還及び事務処理費等を歳出に計上し経理された。²⁾

次に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

(2) 石炭勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (原油等関税)	1,013億円	(1) 鉱害対策費 (鉱害復旧事業資金補助金等)	565億円
(2) 借入金	208億円	(2) 石炭鉱業合理化安定対策費 (石炭鉱業安定補給交付金等)	336億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	32億円	(3) 産炭地域開発雇用対策費 (産炭地域開発就労事業費補助金等)	115億円
		(4) 炭鉱離職者援護対策費 (炭鉱離職者就職促進手当等)	107億円
		(5) その他 (産炭地域振興対策費等)	131億円
計	1,253億円	計	1,253億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-8のとおりである。

なお、原重油関税収入の石炭勘定、石油及び石油代替エネルギー勘定の両勘定への帰属について、昭和49年度から「石炭及び石油対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)第4条(昭和55年度より「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」)が適用され、石炭対策及び石油及び石油代替エネルギー対策に必要な費用を勘案して予算で定めるところにより配分されていた。平成元年度からは原油関税の引下げを行い、その減収分については、重油関税の引上げ

並びに新たに石油製品関税収入を財源に加えることで措置するとともに、関税収入についてはその全額を石炭勘定に組み入れることとしている。⁴⁾

平成元年度以降、石炭対策として施策を講じているが、主なものを示すと次のとおりである。⁵⁾

- ・平成2年度・・・第8次石炭対策（昭和62年度～平成3年度）の4年度目
- ・平成3年度・・・産炭地域石炭企業等経営多角化促進補給金の創出
産炭地域街づくり基盤整備事業の実施
- ・平成4年度・・・第8次石炭対策（昭和62年度～平成3年度）の10年間延長、
及び石炭鉱業構造調整円滑化補助金の創設
- ・平成7年度・・・平成4年度からの「新しい石炭対策」の着実な推進を図る
ための支援
- ・平成12年度・・・石炭勘定の歳入不足に対して、平成12、13年度に資金（借入）調達を行い、その返済財源は法律改正により確保する等、
石炭対策への十分な手当て

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	826億円	(1) 鉱害対策費	725億円
(2) 租税 (原油等関税)	522億円	(鉱害復旧事業資金補助金等)	
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	13億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	224億円
		(3) 産炭地域振興対策費	170億円
		(産炭地域活性化事業費補助金等)	
		(4) 産炭地域開発雇用対策費	125億円
		(産炭地域開発就労事業費等補助金等)	
		(5) その他	117億円
		(石炭鉱業合理化安定対策費等)	
計	1,361億円	計	1,361億円

(3) 石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定

この勘定は、石油税収入相当額のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てる額を一般会計から受入れ経理を行うものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	3,660億円	(1) 石油安定供給対策費 (石油公団交付金等)	3,842億円
(2) 前年度剰余金受入	719億円	(2) 石油代替エネルギー対策費	305億円
(3) その他 (償還金収入等)	29億円	(石油代替エネルギー技術開発費補助金等)	
		(3) その他	261億円
		(石油生産流通合理化対策費等)	
計	4,408億円	計	4,408億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-8のとおりである。

歳出予算には、①「石油公団法」(昭和42年法律第99号)に基づく石油公団に対する探鉱等投融资事業出資金、公団備蓄事業出資金等の石油公団出資金、石油天然ガス基礎調査等委託費、石油公団備蓄増強対策補給金等の石油安定供給対策費、②石油精製合理化対策事業費等補助金、石油流通合理化調査等委託費等の石油生産流通合理化対策費、③石油代替エネルギー技術開発費補助金、ソーラーシステム普及促進対策費補助金等の石油代替エネルギー対策費等を計上している。

なお、平成2年度以降、石油対策のうち石油備蓄については、「石油備蓄法」(昭和50年法律第96号)により民間備蓄と石油公団による国家備蓄が進められ、計画的に行われてきているところである。国家備蓄量について、平成元年度から平成12年度までの計画は次のようになっている。⁸⁾

表 1-5-7 石油の国家備蓄量の推移

(単位：万 kℓ)

	積増量	年度末備蓄量	備考
平成元年度	300	3,300	(約58日分)
平成2年度	300	3,600	—
平成3年度	300	3,600	—
平成4年度	300	3,900	—
平成5年度	300	4,200	1990年代半ばまで5,000万 kℓ目標
平成6年度	300	4,500	—
平成7年度	200	4,700	—
平成8年度	170	4,870	—
平成9年度	130	5,000	達成
平成10年度	—	5,000	維持
平成11年度	—	5,000	維持
平成12年度	—	5,000	維持

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	4,750億円	(1) 石油安定供給対策費 (石油公団交付金等)	3,979億円
(2) 前年度剰余金受入	1,307億円	(2) エネルギー需給構造高度化 対策費	1,447億円
(3) その他 (償還金収入等)	4億円	(エネルギー使用合理化技 術開発費等補助金等)	
		(3) 石油生産流通合理化対策費 (石油製品販売業構造改善 対策事業費等補助金等)	556億円
		(4) その他	79億円
		(事務処理費等)	
計	6,061億円	計	6,061億円

平成12年度の歳出予算は、①「石油公団法」(昭和42年法律第99号)に基づく石油公団に対する出資金、石油天然ガス基礎調査等委託費、石油公団交付金等の石油安定供給対策費、②石油精製合理化対策事業費等補助金、石油製品品質確保事業費等補助金等の石油生産流通合理化対策費、③エネルギー使用合理化システム開発調査等委託費、石油代替エネルギー技術開発費補助金等のエ

エネルギー需給構造高度化対策費等を計上している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの石炭対策特別会計、石炭及び石油対策特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成14年度 757、763-764ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』197-205ページ、『国の予算』平成元年度 958-966ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 958ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 6) 『平成12年度特別会計予算書』195-202ページ、『国の予算』平成12年度 784-792ページ。
- 7) 『平成元年度特別会計予算書』206-213ページ、『国の予算』平成元年度 966-971ページ。
- 8) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 9) 『平成12年度特別会計予算書』203-210ページ、『国の予算』平成12年度 792-797ページ。

表 1-5-8 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
石炭勘定							
歳入	関税						
	原重油関税	101,300	107,600	—	—	—	—
	原油等関税	—	—	110,300	98,700	97,100	93,500
	前年度剰余金受入	2,578	10,221	17,310	5,223	9,321	14,626
	雑収入	670	400	400	400	400	400
	借入金	20,800	—	—	—	—	—
	合 計	125,348	118,221	128,010	104,323	106,821	108,526
歳出	石炭鉱業合理化安定対策費	33,590	27,110	22,264	24,790	25,904	26,344
	炭鉱整理促進費	7,110	3,117	3,197	—	—	—
	石炭鉱業構造調整費	—	—	—	5,692	6,163	7,404
	石炭鉱業生産体制改善対策費	6,885	5,856	4,680	5,418	5,412	4,939

	坑内骨格構造整備 拡充事業費補助金	6,885	—	—	—	—	—
	石炭鉱業経理改善対 策費	8,421	7,512	5,430	5,157	6,333	6,331
	石炭鉱業再建交付金	204	110	—	—	—	—
	石炭鉱業安定補給 交付金	8,217	7,402	5,430	—	—	—
	石炭鉱業保安確保対 策費	8,825	7,826	6,355	6,521	6,634	6,688
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構補 給金	2,349	2,799	2,601	2,002	1,362	982
	鉱害対策費	56,470	50,905	45,812	48,323	49,236	49,625
	鉱害復旧事業資金補 助金	50,400	45,614	40,527	40,524	40,500	40,500
	石炭鉱害事業団事務 費等交付金	5,070	5,061	5,114	7,614	8,556	8,964
	鉱害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構事 務費等交付金	—	—	—	—	—	—
	無資力鉱害調整費	—	—	—	185	180	161
	その他	1,000	231	171	—	—	—
歳 出	産炭地域振興対策費	8,219	8,218	8,304	11,287	12,048	12,768
	産炭地域振興臨時交 付金	4,449	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	—	6,710	6,585	9,312	9,889	10,787
	地域振興整備公団出 資金	650	950	950	1,100	1,100	1,100
	地域振興整備公団補 給金	552	557	769	875	1,060	881
	地域振興整備公団補 給金等	—	—	—	—	—	—
	その他	2,568	—	—	—	—	—
	事務処理費	2,871	2,951	3,090	3,270	3,337	3,354
	炭鉱離職者援護対策費	10,722	10,759	8,754	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対策費	—	—	—	6,001	5,442	5,378
	炭鉱離職者援護対策 事務費	—	—	213	228	236	—
	炭鉱離職者等援護対 策事務費	—	—	—	—	—	243
	炭鉱離職者緊急就労 対策事業費等補助金	3,621	3,235	2,771	2,365	1,931	1,573
炭鉱離職者援護事業 費補助金	495	502	541	569	607	—	

歳出	炭鉱離職者等援護事業費補助金	—	—	—	—	—	675
	炭鉱離職者職業訓練費交付金	109	94	54	54	54	—
	炭鉱離職者等職業訓練費交付金	—	—	—	—	—	54
	炭鉱離職者就職促進手当	4,437	5,001	4,008	1,763	1,264	1,478
	炭鉱離職者職業転換特別給付金	1,863	1,722	1,166	1,022	1,349	—
	炭鉱離職者等職業転換特別給付金	—	—	—	—	—	1,355
	旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費等補助金	—	—	—	—	—	—
	その他	197	206	—	—	—	—
	産炭地域開発雇用対策費	11,464	9,679	9,919	10,149	10,352	10,506
	産炭地域開発就労事業費補助金	11,463	9,678	9,918	10,148	10,351	10,505
	産炭地域開発就労事業費等補助金	—	—	—	—	—	—
	産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	その他	1	1	1	1	1	1
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,812	8,399	29,605	303	303	351
	予備費	200	200	200	200	200	200
	給与改善予備費	—	—	62	—	—	—
合計	125,348	118,221	128,010	104,323	106,821	108,526	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定							
歳入	一般会計より受入	366,000	388,000	432,000	472,000	494,000	511,000
	償還金収入	2,913	2,929	2,927	2,866	2,732	2,760
	前年度剰余金受入	71,926	81,338	62,089	60,573	68,833	62,286
	雑収入	1	1	1	1	1	1
	合計	440,840	472,268	497,017	535,440	565,566	576,047
歳出	石油開発・供給確保対策費	97,388	99,226	100,720	101,896	103,303	106,894
	探鉱等投融资事業費	—	—	—	—	—	—

歳出	石油開発技術研究開発費	—	—	—	—	—	—
	石油探鉱開発費	56,000	56,000	56,000	55,100	55,500	55,900
	石油開発促進事業費	11,373	12,794	13,494	17,848	16,655	17,097
	石油資源開発技術等振興対策費	12,680	11,732	10,967	8,727	9,247	11,512
	石油・天然ガス基礎調査費	—	—	—	—	—	—
	その他	17,335	18,700	20,259	20,221	21,901	22,385
	石油備蓄事業費	287,387	304,038	320,631	349,132	340,374	344,247
	石油公団備蓄事業費	260,068	276,274	288,619	—	—	—
	国家備蓄事業費	—	—	—	318,112	315,754	325,551
	民間備蓄事業費	17,324	18,136	22,944	22,392	16,221	11,054
	その他	9,995	9,628	9,068	8,628	8,399	7,642
	石油産業体制整備	—	—	—	—	—	—
	石油精製合理化対策費	—	—	—	—	—	—
	石油製品販売業構造改善対策事業費	—	—	—	—	—	—
	石油ガス産業対策費	—	—	—	—	—	—
	石油製品品質確保事業費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費等	22,416	32,036	35,648	41,550	30,908	—
	石油生産流通合理化対策費	—	—	—	—	—	27,925
	石油生産合理化技術研究開発費等	14,281	19,658	21,307	25,204	12,639	—
	石油生産合理化技術研究開発費	—	—	—	—	—	9,015
	石油流通合理化調査費等	8,135	12,378	14,341	16,346	18,269	18,910
	石油代替エネルギー対策費	30,649	33,968	36,990	39,862	—	—
	石炭液化等技術開発費	11,485	11,358	9,230	11,303	—	—
	海外炭開発費	738	776	825	875	—	—
	設備転換融資事業費	148	210	560	665	—	—
	ソーラーシステム普及促進対策費	1,020	1,019	1,019	1,019	—	—
	ローカルエネルギー対策費	797	1,106	3,308	3,099	—	—
	その他	16,461	19,499	22,048	22,901	—	—
	エネルギー需給構造高度化対策費	—	—	—	—	86,911	92,781

歳出	石油代替エネルギー技術開発費	—	—	—	—	27,094	27,924
	省エネルギー導入促進対策費	—	—	—	—	—	—
	省エネルギー等技術開発費	—	—	—	—	24,914	28,726
	省エネルギー技術開発費	—	—	—	—	—	—
	地域省エネルギーシステム形成促進費	—	—	—	—	8,013	8,013
	国際省エネルギー等対策事業費	—	—	—	—	6,999	8,027
	石油代替エネルギー設備転換融資事業費	—	—	—	—	1,182	1,142
	省エネルギー設備転換促進事業費	—	—	—	—	2,856	421
	ソーラーシステム等普及促進対策費	—	—	—	—	1,500	1,921
	石油代替エネルギー導入促進対策費	—	—	—	—	—	—
	石油代替エネルギー供給確保対策費	—	—	—	—	—	—
	国際省エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	国際エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	海外炭開発費	—	—	—	—	1,497	1,795
	その他	—	—	—	—	12,856	14,812
	事務処理費	—	—	—	—	1,070	1,200
	諸支出金	—	—	—	—	0	0
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	28	—	—	—
	合計	440,840	472,268	497,017	535,440	565,566	576,047
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
石炭勘定							
歳入	関税						
	原重油関税	—	—	—	—	—	—
	原油等関税	96,200	95,000	66,800	66,200	61,900	52,200
	前年度剰余金受入	13,178	15,500	48	6,080	8,193	887
	雑収入	400	400	400	367	407	366
	借入金	—	—	34,900	26,400	—	82,600
合計	109,778	110,900	102,148	99,048	70,500	136,054	
歳出	石炭鉱業合理化安定対策費	24,886	22,254	21,808	14,564	8,096	8,473
	炭鉱整理促進費	—	—	—	—	—	—

	石炭鉱業構造調整費	8,119	8,335	8,470	5,256	1,366	1,515
	石炭鉱業生産体制改善対策費	4,546	3,921	3,615	2,295	1,546	1,404
	坑内骨格構造整備 拡充事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業経理改善対策費	4,998	3,742	3,893	1,998	1,033	1,801
	石炭鉱業再建交付金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業安定補給 交付金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業保安確保対策費	6,733	5,883	5,528	5,015	4,151	3,752
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構補 給金	490	373	302	—	—	—
	鉱害対策費	51,588	54,933	52,321	57,524	40,805	72,513
	鉱害復旧事業資金補 助金	42,144	45,323	—	—	—	—
	石炭鉱害事業団事務 費等交付金	9,288	9,473	—	—	—	—
	鉱害復旧事業費	—	—	42,843	48,542	32,751	58,976
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構事 務費等交付金	—	—	9,373	8,902	8,026	13,536
	無資力鉱害調整費	156	136	105	79	28	1
	その他	—	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	13,400	14,000	10,689	10,288	7,657	16,962
	産炭地域振興臨時交 付金	—	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	11,719	12,359	9,601	9,273	6,852	16,001
	地域振興整備公団出 資金	1,100	1,100	760	760	650	616
	地域振興整備公団補 給金	582	541	328	256	155	—
	地域振興整備公団補 給金等	—	—	—	—	—	344
	その他	—	—	—	—	—	—
	事務処理費	3,281	2,947	2,608	2,209	1,752	1,352
	炭鉱離職者援護対策費	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対策費	5,440	5,779	4,247	4,209	2,624	1,750
	炭鉱離職者援護対策 事務費	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対 策事務費	244	247	250	248	239	230

歳出

歳出	炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金	1,474	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者援護事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護事業費補助金	669	698	721	649	571	460
	炭鉱離職者職業訓練費交付金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等職業訓練費交付金	54	54	54	54	54	54
	炭鉱離職者就職促進手当	1,671	2,282	1,736	1,946	1,164	551
	炭鉱離職者職業転換特別給付金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等職業転換特別給付金	1,327	1,562	1,201	1,055	359	268
	旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費等補助金	—	935	285	257	236	186
	その他	—	—	—	—	—	—
	産炭地域開発雇用対策費	10,624	10,417	10,011	8,950	8,016	12,550
	産炭地域開発就労事業費補助金	10,623	—	—	—	—	—
	産炭地域開発就労事業費等補助金	—	10,416	10,010	8,949	8,016	7,349
	産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業費補助金	—	—	—	—	—	5,200
	その他	1	1	1	1	1	1
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	358	371	264	1,103	1,350	22,354
	予備費	200	200	200	200	200	100
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	109,778	110,900	102,148	99,048	70,500	136,054
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定							
歳入	一般会計より受入	515,000	524,000	514,000	500,000	488,000	475,000
	償還金収入	2,512	1,392	1,067	965	842	330
	前年度剰余金受入	73,908	87,788	111,660	131,738	140,587	130,675
	雑収入	1	1	55	12	49	58
	合計	591,421	613,181	626,781	632,714	629,478	606,063

歳出	石油開発・供給確保対策費	109,131	109,897	114,116	118,975	112,452	99,612
	探鉱等投融資事業費	—	—	54,700	54,700	43,907	39,894
	石油開発技術研究開発費	—	—	14,900	—	—	—
	石油探鉱開発費	55,200	54,700	—	—	—	—
	石油開発促進事業費	17,304	17,585	—	24,468	24,270	21,340
	石油資源開発技術等振興対策費	13,255	14,010	—	17,124	22,134	25,157
	石油・天然ガス基礎調査費	—	—	26,218	15,145	15,101	7,306
	その他	23,372	23,602	18,298	7,538	7,040	5,915
	石油備蓄事業費	345,708	359,136	341,999	328,770	319,462	298,239
	石油公団備蓄事業費	—	—	—	—	—	—
	国家備蓄事業費	330,370	343,820	327,572	313,603	305,781	285,424
	民間備蓄事業費	7,720	7,637	6,748	7,649	6,381	6,006
	その他	7,618	7,678	7,679	7,518	7,300	6,809
	石油産業体制整備	—	—	46,567	—	—	—
	石油精製合理化対策費	—	—	6,978	—	—	—
	石油製品販売業構造改善対策事業費	—	—	21,346	—	—	—
	石油ガス産業対策費	—	—	3,772	—	—	—
	石油製品品質確保事業費	—	—	4,210	—	—	—
	その他	—	—	10,261	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費等	—	—	—	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費	32,164	31,743	—	36,899	43,272	55,637
	石油生産合理化技術研究開発費等	—	—	—	—	—	—
	石油生産合理化技術研究開発費	8,620	7,850	—	7,401	14,926	20,036
	石油流通合理化調査費等	23,544	23,894	—	29,498	28,346	35,601
	石油代替エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	石炭液化等技術開発費	—	—	—	—	—	—
	海外炭開発費	—	—	—	—	—	—
	設備転換融資事業費	—	—	—	—	—	—
	ソーラーシステム普及促進対策費	—	—	—	—	—	—
	ローカルエネルギー対策費	—	—	—	—	—	—

	その他	—	—	—	—	—	—
	エネルギー需給構造高度化対策費	100,295	107,858	118,416	141,622	146,687	144,697
	石油代替エネルギー技術開発費	29,778	29,320	20,663	25,621	21,669	21,213
	省エネルギー導入促進対策費	—	—	11,114	27,178	33,926	33,759
	省エネルギー等技術開発費	30,991	35,330	—	—	—	—
	省エネルギー技術開発費	—	—	59,664	51,543	47,962	46,512
	地域省エネルギーシステム形成促進費	6,949	5,936	—	—	—	—
	国際省エネルギー等対策事業費	8,871	9,773	—	—	—	—
	石油代替エネルギー設備転換融資事業費	1,130	876	—	—	—	—
	省エネルギー設備転換促進事業費	713	854	—	—	—	—
	ソーラーシステム等普及促進対策費	1,596	1,720	—	—	—	—
	石油代替エネルギー導入促進対策費	—	—	12,424	—	—	—
	石油代替エネルギー供給確保対策費	—	—	2,210	—	—	—
	国際省エネルギー対策費	—	—	—	12,044	17,065	17,436
	国際エネルギー対策費	—	—	10,119	—	—	—
	海外炭開発費	2,025	2,236	—	—	—	—
	その他	18,242	21,813	2,222	25,236	26,065	25,777
	事務処理費	1,123	1,547	2,683	3,448	4,605	4,877
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	591,421	613,181	626,781	632,714	629,478	606,063

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

5 電源開発促進対策特別会計

(1) 概要

この会計は、電源開発促進税収入を財源として、電源開発促進対策に関する経理を明確にするために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「電源開発促進対策特別会計法」

第1条（設置）

第1項 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源多様化対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

高度経済成長期以降、日本では電力需要の増大にもかかわらず、電源の開発が必ずしも順調に進展していなかったため、安定的な電力供給に対する懸念が高まった。また、電源の立地を促進するには、周辺の環境保全や安全対策が不可欠であり、発電所等の周辺地域における公共施設の整備を通じて発電施設の設置等を進める必要もあった。そこで、一般電気事業者の販売電力に対して電源開発促進税を課税し、これを財源として電源開発促進対策に関する経理を行うために特別会計を設置することとなった。昭和49年度には「電源開発促進対策特別会計法」（昭和49年法律第80号）、「電源開発促進税法」（昭和49年法律第79号）及び「発電用施設周辺地域整備法」（昭和49年法律第78号）が公布され、電源開発促進対策特別会計が設置された。その後、昭和55年度には、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号）が公布され、電源開発促進税の税率を引き上げ、この財源により石油代替エネルギーを利用した電源多様化のための施策を推進することとした。このため、電源開発促進対策のうち、電源立地対策は電源立地勘定で、電源多様化対策は電源多様化勘定を設置し、区分経理することとなった。¹⁾

次に、電源開発促進対策特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

（2）電源立地勘定

この勘定は、発電用施設（原子力発電施設、火力発電施設等）の設置の円滑化に資するため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備に必要な事業費に充てるための交付金の交付、原子力発電施設等の所在都道府県等及び電力移出県等に対し、発電用施設の周辺地域等において実施される特別対策事業費に充てるための交付金の交付等、また、電源地域の振興を図るための受入研修、

専門家派遣等の人造り協力事業を実施する等、諸施策の推進を図るためのものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	945億円	(1) 電源立地対策費 (電源立地促進対策交付金等)	1,401億円
(2) 前年度剰余金受入	461億円	(2) その他	20億円
(3) 雑収入	15億円	(予備費等)	
計	1,421億円	計	1,421億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-9のとおりである。

歳入は、電源開発促進税収入のうち、電源立地対策に必要な費用を勘案して算出された額を計上している。歳出は、電源立地促進対策交付金、原子力発電安全対策等委託費、電源立地特別交付金等の電源立地対策費等を計上している。

[参考]

平成元年度から平成12年度の間において電源立地促進対策として新規施策等が講じられているが、その主なものは次のとおりである。³⁾

- ・平成2年度
 - ・電源過疎地域等への企業立地の促進
(電源過疎地域等企業立地促進費補助事業の創設)
 - ・開銀等が電源地域へ進出する企業に対して新たに低利融資を実施
- ・平成3年度
 - ・電源立地促進対策交付金単価の引上げ(約25%)
- ・平成4年度
 - ・原子力発電所の新・増設等のための特別交付金制度の拡充
- ・平成5年度
 - ・原子力発電施設等周辺地域交付金の大幅な割増措置
 - ・地域共生型原子力発電施設立地緊急促進交付金の創設
- ・平成6年度
 - ・環境調査の実施に同意した市町村が行う公共用施設の整備を支援する交付金の創設
- ・平成7年度
 - ・電力移出県等交付金の拡充
- ・平成11年度
 - ・立地地域の産業振興のための新たな交付金の創設

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	1,579億円	(1) 電源立地対策費 (電源立地促進対策交付 金等)	2,251億円
(2) 前年度剰余金受入	702億円	(2) その他	31億円
(3) 雑収入	1億円	(事務取扱費等)	
計	2,282億円	計	2,282億円

(3) 電源多様化勘定

この勘定は、水力、地熱、太陽エネルギー、原子力等石油代替エネルギーによる電源の開発のための諸施策を推進するため、利用技術の開発研究、新型転換炉実証炉等の発電用施設建設費助成等の事業等を実施するためのものである。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	1,683億円	(1) 電源多様化対策費 (動力炉、核燃料開発事 業団出資金等)	1,823億円
(2) その他 (前年度剰余金受入等)	181億円	(2) その他	41億円
		(事務取扱費等)	
計	1,864億円	計	1,864億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-9のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	2,120億円	(1) 電源多様化対策費 (核燃料サイクル開発機 構出資金等)	2,320億円
(2) その他 (前年度剰余金受入等)	278億円	(2) その他	78億円
		(事務取扱費等)	
計	2,398億円	計	2,398億円

歳入は、電源開発促進税収入のうち、電源多様化対策に必要な費用を勘案して算出された額等を計上している。歳出は、動力炉・核燃料開発事業団出資金及び同補助金(平成元年度)、核燃料サイクル開発機構出資金及び同補助金(平成12年度)、水力発電開発導入促進対策費、太陽エネルギー発電等開発導入促進対策費、原子力発電開発導入促進対策費等を計上している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの電源開発促進対策特別会計については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。『国の予算』昭和55年度 932ページ。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』85-88ページ、『国の予算』平成元年度 946-948ページ。
- 3) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』83-87ページ、『国の予算』平成12年度 772-774ページ。
- 5) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』89-93ページ、『国の予算』平成元年度 948-952ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』88-93ページ、『国の予算』平成12年度 774-777ページ。

表 1-5-9 電源開発促進対策特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電源立地勘定							
歳入	電源開発促進税	94,500	101,700	107,200	112,000	114,600	115,800
	前年度剰余金受入	46,075	59,490	69,367	77,382	76,504	78,869
	雑収入	1,510	1,876	2,166	2,374	2,388	2,460
	合 計	142,085	163,066	178,733	191,756	193,492	197,129
歳出	電源立地対策費	140,087	160,983	176,558	189,524	191,201	194,778
	電源立地地域公共用施設整備事業費	79,298	82,428	87,172	82,668	62,716	59,146
	電源立地地域公共用施設整備等事業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地促進特別対策事業費	—	—	32,130	35,123	40,986	40,331
	電源立地特別対策事業費	24,840	30,170	—	—	—	—
	電源立地特別対策等事業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地地域安全等対策費	35,949	48,385	—	—	—	—
	電源立地地域安全等推進対策費	—	—	57,257	71,733	87,498	95,301
	事務取扱費	991	1,075	1,155	1,222	1,284	1,345
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	7	8	10	10	7	6
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	10	—	—	—
	合 計	142,085	163,066	178,733	191,756	193,492	197,129

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電源多様化勘定							
歳入	電源開発促進税	168,300	181,200	191,000	199,600	204,100	206,200
	前年度剰余金受入	18,093	20,847	18,889	21,005	21,246	12,418
	雑収入	10	10	10	10	505	507
	合 計	186,403	202,057	209,899	220,615	225,850	219,125
歳出	電源多様化対策費	182,269	197,138	204,424	214,587	220,048	213,164
	事務取扱費	2,060	2,844	3,241	3,954	3,728	3,900
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	74	75	75	74	75	61
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	159	—	—	—
合 計	186,403	202,057	209,899	220,615	225,851	219,125	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
電源立地勘定							
歳入	電源開発促進税	120,500	124,000	150,700	155,200	157,100	157,900
	前年度剰余金受入	98,755	97,757	70,932	67,442	68,859	70,235
	雑収入	3,003	1,624	1,973	961	279	67
	合 計	222,258	223,381	223,605	223,603	226,238	228,202
歳出	電源立地対策費	219,839	220,883	221,068	221,007	223,578	225,097
	電源立地地域公共用 施設整備事業費	69,834	73,858	73,191	73,663	—	—
	電源立地地域公共用 施設整備等事業費	—	—	—	—	70,334	65,424
	電源立地促進特別対 策事業費	45,940	—	—	—	—	—
	電源立地特別対策事 業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地特別対策等 事業費	—	46,497	47,135	47,148	50,552	57,754
	電源立地地域安全等 対策費	—	100,528	100,742	100,196	102,692	101,919
	電源立地地域安全等 推進対策費	104,066	—	—	—	—	—
	事務取扱費	1,413	1,494	1,531	1,593	1,659	2,104
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	6	4	5	3	1	1
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	222,258	223,381	223,605	223,603	226,238	228,202	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
電源多様化勘定							
歳入	電源開発促進税	214,700	220,800	202,200	208,400	210,800	212,000
	前年度剰余金受入	15,098	22,940	41,968	29,308	34,112	27,477
	雑収入	509	450	562	312	432	339
	合 計	230,307	244,190	244,730	238,020	245,344	239,816
歳出	電源多様化対策費	224,111	237,772	237,210	229,880	237,829	231,984
	事務取扱費	4,125	4,350	4,479	5,307	4,700	5,020
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	71	68	41	34	15	12
	予備費	2,000	2,000	3,000	2,800	2,800	2,800
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	230,307	244,190	244,730	238,020	245,344	239,816	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。